

意見書案第 4 号

高齢者の補聴器購入に関する補助制度の創設を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和元年 6 月 24 日

川崎市議会議長 山崎直史 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗田裕之 |
| | 〃 | 勝又光江 |
| | 〃 | 大庭裕子 |
| | 〃 | 石川建二 |
| | 〃 | 井口真美 |
| | 〃 | 渡辺学 |
| | 〃 | 片柳進 |
| | 〃 | 赤石博子 |
| | 〃 | 後藤真左美 |
| | 〃 | 小堀祥子 |
| | 〃 | 市古次郎 |

高齢者の補聴器購入に関する補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、70歳以上の高齢者の約半数になるとされており、会話によるコミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にする大きな原因になること、高齢者の社会参加に当たり大きな障害となっていること、厚生労働省の策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においては認知症の危険因子になると指摘されていることなどから、補聴器は加齢性難聴の高齢者にとって必要なものと考えられる。

しかしながら、補聴器の平均購入価格は片耳当たり15万円程度と非常に高額であり、公的な保険の適用もないため、購入する費用は全額高齢者の負担となっており、特に低所得の高齢者にとっては切実な問題となっている。

超高齢社会の進行に伴い、加齢性難聴の高齢者は増加していくものと考えられるが、国の補聴器購入に関する補助制度の対象は、障害者に限られている。

よって、国におかれては、高齢者が自分らしく健康的に暮らし続けることができる社会の実現に寄与するため、高齢者の補聴器購入に関する補助制度を創設するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣